

## 『大田区総合防災対策』の基本方針と実施計画について

東日本大震災や阪神・淡路大震災の経験と教訓をふまえ、首都直下地震等への備えとして、災害の状況に応じて主体的・機動的に対応できる予防、応急・復旧、復興対策が欠かせない。

区は、災害の被害を最小限に抑えるために、区民や地域、企業、団体等の地域力を結集し、自助・共助・公助の連携によって、下記の総合防災対策と地域防災力を一層強化していく。

### 1 基本方針

#### (1) 総合防災対策の前提

##### ①「大田区総合防災力強化検討委員会」報告

区の防災課題と解決の方針等の検討結果を提言としてまとめたものであり、今後の総合防災力強化を具体的に進めていく方向性とする。

##### ②「首都直下地震等による東京の被害想定」

都は、東日本大震災をふまえ、現行の被害想定（平成18年5月）を見直したため、大田区の地域防災計画の修正にあたって前提条件とする。

##### ③「大田区地域防災計画（平成22年修正）」の見直し

東日本大震災の教訓と対応で培った経験により、現行の防災対策を抜本的に見直す。

#### (2) 総合防災対策の基本的な考え方

これまでの首都直下地震対策は十分だったか、津波対策等の新たな問題にどう向き合うか、これを東日本大震災の教訓目標として「5つの柱」を防災力強化の基本方針とする。

##### ◎「5つの柱」…①「自助・共助・公助」の協働 <協働の仕組みづくり>

② あらゆる区民の関与とつながりの形成 <相互の支え合い>

③ 災害後に生じる問題の理解と対策の充実<ハード・ソフト対策推進>

④ 防災意識の日常化 <日常生活の中に取り組みを織り交ぜる>

⑤ 防災に強い「区民」と「まち」づくりへの持続的な取り組み  
<継続的の実践できる仕組みづくり>

### 2 実施計画

上記基本方針をふまえて、「区民の命を守る」「最低限の生活を守る」「地域防災力を維持・強化する」「地域特性をふまえる」の視点から、防災力強化のための具体的対策を策定する。

#### (1) 5つの主要対策

##### ①ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンター運営への転換

→被災時のボランティア活用と活動で得た知見を平時に地域還元するしくみを構築する。

##### ②線と面による防災まちづくりの促進 → ハード、ソフト両面から防災まちづくりを推進する。

##### ③臨海部企業と連携した防災対策の促進→臨海部の防災対策と災害時応急活動体制を構築する。

##### ④医療救護体制の見直し → 災害時における迅速な医療救護活動を実現する。

##### ⑤学校防災拠点の設置及び情報収集伝達戦略の構築

→地域住民との協働で、学校を「逃げ込む場所」から「災害に立ち向かう場所」へ転換する。

#### (2) 防災力強化のための「23の重要対策」

##### I 「区民の命を守る」ための対策

(1) 建築物倒壊による死者数を減らす

(2) 延焼火災による死傷者を減らす

(3) 災害時要援護者の安全を確保する

(4) 円滑な情報収集・発信を実現する

(5) 安全な避難空間を確保する

(6) 安全な場所へ誘導・搬送する

(7) 迅速な医療救護を実施する

(8) 緊急車両の通行を可能にする

(9) 円滑な災害時輸送を可能にする

(10) 津波による死傷者をなくす

(11) 放射能からの被害を軽減する

(12) 災害対応に必要なエネルギーを確保する

##### II 「最低限の生活を守る」ための対策

(13) 区道の耐震対策を推進する

(14) ライフラインの機能を維持・回復する

(15) 学校避難所を円滑に管理運営する

(16) 地域コミュニティに配慮した応急住宅を確保する

(17) 広報・広聴を充実する

(18) 物資備蓄の推進と供給体制を構築する

(19) 防災コミュニティづくりで地域のつながりを強化する

(20) 区民の防災教育を強化する

(21) 地域の企業との関係を構築する

(22) 大量の災害廃棄物を円滑に処理する

(23) 人権に配慮した防災対策を推進する

#### (3) 具体的な取り組みと事業展開

##### 1) 実施時期

今後10年間で4時期で見据えるとともに、重点的に取り組む時期も示していく。

① 緊急対応期（平成24年度）

② 短期 // （平成25～27年度）

③ 中期 // （平成28～32年度）

④ 長期 // （平成33年度～）

##### 2) 総合防災力強化に向けた事業展開

別紙「大田区総合防災力強化に向けた事業展開について」のとおり

##### 3) 緊急かつ継続的に取り組む事業展開

別紙「大田区防災対策緊急プロジェクト」のとおり

##### 4) ハード部門における防災対策の事業展開

別紙「大田区緊急防災対策実施方針（ハード部門）」のとおり

「区民の命を守ることが第一」「逃げないですむまちづくり」「安全に避難できる」ために、地震（揺れ）、火災（延焼火災）、液状化、津波等の対策を着実に推進する。

##### 5) 「大田区地域防災計画（平成24年修正）」の策定（前倒し発行）

東日本大震災の教訓や経験と都の被害想定をふまえて、現行計画の震災予防計画、震災応急・復旧対策計画、災害復興計画等を、全部局が抜本的に見直し、具体性と実効性をもった新たな計画を策定する。

①修正依頼 平成24年6月下旬に災対各部に依頼する。

②策定期間 平成25年3月予定